

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎エスカレーター設備改修工事（第2期）

理由

本工事は、咲洲庁舎に設置されている低層階用エスカレーター設備、全12基の内、1・2・5・6・11・12号機の計6基についてドライビングマシン、モーター、制御盤等の改修を行うものです。

本工事は、エスカレーター設備の主要な部分となるフレーム、ステップチェーン、床プレートなど、既設機器を活用しながら改修することから、施工にあたっては、当該エスカレーターの内部構造を熟知している必要があり、また他の製造者では互換性が無く、安全確保が図れないことから、当該エスカレーターの製造者である株式会社日立ビルシステム関西支社以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、株式会社日立ビルシステム関西支社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。